

○岡山県警察車両運転管理規程

(平成2年3月5日警察訓令第6号)

改正	平成6年12月22日警察訓令第2号	平成7年6月19日警察訓令第14号	平成9年3月28日警察訓令第8号
	平成11年3月31日警察訓令第1号	平成13年7月13日警察訓令第2号	平成13年9月18日警察訓令第26号
	平成14年3月13日警察訓令第3号	平成19年5月30日警察訓令第2号	平成19年9月26日警察訓令第39号
	平成20年3月4日警察訓令第6号	平成21年3月9日警察訓令第3号	平成22年2月15日警察訓令第1号
	平成24年3月23日警察訓令第7号	平成24年12月12日警察訓令第23号	平成25年3月14日警察訓令第7号
	平成25年12月12日警察訓令第33号	平成26年3月25日警察訓令第1号	平成28年3月17日警察訓令第11号
	平成29年3月16日警察訓令第1号	平成29年3月7日警察訓令第12号	令和2年3月31日警察訓令第1号
	令和3年1月29日警察訓令第2号	令和3年9月8日警察訓令第24号	令和4年3月16日警察訓令第1号
	令和5年6月20日警察訓令第27号	令和5年11月14日警察訓令第5号	

岡山県警察車両運転管理規程を次のように定める。

岡山県警察車両運転管理規程

岡山県警察車両運転管理規程(昭和53年岡山県警察訓令第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、警察官、行政職員、技術職員及び少年育成官(以下「職員」という。)が行う車両(自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運転に関し、適正な管理及び指導教養を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置及び構成)

第2条 前条の目的を達成するため、岡山県警察本部に車両運転管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、その構成は次のとおりとする。

(1) 委員長 警務部長

(2) 副委員長 首席監察官及び教養課長

(3) 委員 警務課長、監察課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長及び公安課長

3 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対して委員会への出席を求めることができる。

4 委員会の庶務は、警務部教養課(以下「教養課」という。)において行う。
(委員会の任務)

第3条 委員会は、第6条から第10条までの業務を行うほか、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 職員に対する車両運転管理及び指導教養を行うための総合的な施策
- (2) 職員の交通事故防止を図るために必要な各種施策
- (3) その他委員長が命ずる事項

第4条 削除
(運転指導室の業務)

第5条 教養課運転指導室(以下「運転指導室」という。)は、次条から第10条までの事務に関し委員会を補佐するほか、事故の防止及び安全運転意識の高揚を図るため、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 職員に対する安全運転指導に関すること。
- (2) 運転指導員及び運転要員の指導教養に関すること。
- (3) 職員に対する巡回指導に関すること。
- (4) 職員の交通事故データの管理、調査、分析、活用等に関すること。
- (5) 運転に関連する各種訓練及び講習の総合調整に関すること。
- (6) 特別巡回指導に関すること。
- (7) 委員会の庶務に関すること。
- (8) その他教養課運転指導室長(以下「室長」という。)が命ずる事項

(運転技能検定)

第6条 委員会は、職員が公務に用いる車両(以下「公用車両」という。)の運転に関し、運転技能検定を行うものとする。

2 前項に定める運転技能検定は、普通車技能検定、パトカー技能検定及び白バイ技能検定とし、その区分は、運転技能検定資格表(別表第1)のとおりとする。

(審査員)

第7条 委員会は、前条に定める運転技能検定を適正に実施するため、次に掲げる運転技能検定審査員(以下「審査員」という。)に審査を行わせるものとする。

- (1) 運転指導室員
- (2) 運転免許の技能試験官の指定等に関する規程(昭和41年岡山県公安委員会規程第1号)第2条の規定による指定を受けた技能試験官
- (3) 運転訓練等を担当する所属の職員
- (4) その他委員長が指名する者

2 審査員は、委員長が指定するものとする

(運転技能検定結果の通知)

第 8 条 委員会は、運転技能検定の実施結果を当該職員の所属長に通知するものとする。

(運転技能検定の特例)

第 8 条の 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する職員が岡山県警察又は他の都道府県警察における運転技能検定の資格を既に有していた場合は、運転技能検定の実施を免除することができるものとする。

(1) 岡山県警察を退職後再び採用された職員

(2) 他の都道府県警察から出向している又は派遣されている職員

2 委員会は、前項の規定による免除を受けた職員に係る第 6 条第 2 項の区分を都度協議して決定し、及び当該職員の所属長に通知するものとする。

(運転技能検定の取消し)

第 9 条 公安委員会から運転免許の取消し又は 90 日以上効力の停止の処分(以下「取消処分等」という。)を受けた職員は、遅滞なくその旨を道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 30 条の 4 に規定する処分書を提示して所属長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、当該事案の概要その他必要な事項を、書面により委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、取消処分等を受けた場合又は過失を有する交通事故を繰り返し起こすなど車両運転に適格性を欠くと認められる場合は、当該職員の運転技能検定の資格を取り消すものとする。

3 委員会は、職員の運転技能検定の資格を取り消したときは、当該職員の所属長に通知するものとする。

4 委員会は、運転免許の取消処分等により運転技能検定の資格を取り消された職員について、当該取消処分等が終了し、かつ、運転指導室が行う講習を受けた場合は、運転技能検定を受検させることができる。

5 委員会は、特別の事情があると認めるときは、第 1 項又は第 4 項の規定を適用しないことができるものとする。

(運転適性検査)

第 10 条 委員会は、車両を運転する職員の運転適性検査を実施するものとする。

2 前項の運転適性検査は、岡山県運転適性検査所に依頼して行うことができるものとする。

3 委員会は、運転適性検査の結果を受検者の所属長へ通知するものとする。

4 第 8 条の 2 第 1 項の規定は、運転適性検査の実施について準用する。

(運転要員の指定)

第 11 条 所属長は、当該所属の公用車両の運転については、運転技能検定の合格者のうち、運転要員の指定要件及び運転車両の指定区分(別表第 2)に掲げる指定要件に適合す

る者を指定しなければならない。この場合において、所属長は、当該合格者全てを運転要員として指定するのではなく、職務執行のため公用車両を運転しなければならない必要な人員のみを指定するものとする。

- 2 前項に定める指定は、運転員及び運転予備員(以下「運転要員」という。)に区分し、本人の運転資格、運転経歴、運転技能、運転適性、所属の保有車両等を勘案して行うものとする。この場合において、同一の職員を別表第2に掲げる複数の区分の運転要員として指定しても差し支えないものとする。
- 3 所属長は、運転要員を指定したときは、確実に当該職員に指定内容を指示するとともに、運転要員指定名簿(様式第1号)に登載し、その指定状況を明らかにしておくものとする。

(運転要員の指定に係る留意事項)

第11条の2 所属長は、次の各号に掲げる要員について、当該各号に掲げる事項に留意して指定するものとする。この場合において、第1号、第3号及び第4号に掲げる要員に対しては、運転指導員が緊急自動車の運転に必要な事項等に係る教養及び訓練を行うものとする。

(1) パトカー運転要員

ア パトカー専務員

パトカー専務員に指定しようとする者がパトカー技能検定修得後1年以上パトカーを運転していない場合は、専務員として指定後おおむね1箇月の側乗勤務を行わせた上、運転に従事させること。

イ 専務員以外のパトカー運転要員

次に掲げる者をパトカー運転要員として指定しようとするときは、基本走行及び応用走行訓練を8時間程度実施し、運転技能を確認した上で指定すること。

(ア) 専務員以外の者を新たにパトカー運転要員として指定するとき。

(イ) 専務員の指定を解除された者でパトカーを運転していない期間が1年以上経過しているものを再び当該要員として指定するとき。

(2) 白バイ運転要員

別に定める交通部交通機動隊が行う研修を受けさせること。

(3) 大型車、中型車、中型車(8t)及び準中型車運転要員

新たに大型車、中型車、中型車(8t)又は準中型車運転要員に指定しようとするときは、指定前3箇月の間に、走行距離がおおむね300キロメートルの運転訓練を受けさせ、その運転技能を確認した上で指定すること。

(4) 準中型車(5t)及び普通車A運転要員

新たに準中型車(5t)又は普通車A運転要員として指定しようとする者が当該車両を1年以上運転していない場合は、基本走行を中心に4時間程度の運転訓練を実施し、運転技能を確認した上で指定すること。

(指定の解除)

第 11 条の 3 職員は、公安委員会から運転免許の効力の停止の処分(30 日以上)を受けたとき又は点数が 3 点以下の違反により累積点数が 6 点に達し違反者講習受講の対象となったときは、運転免許停止処分書その他の事実を疎明する書面を所属長に提示し報告しなければならない。

2 所属長は、運転要員に指定した職員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該指定を解除しなければならない。この場合において、所属長は当該職員を運転要員指定名簿から削除し、その状況を明らかにしておくものとする。

(1) 前項に規定する違反者講習受講の対象となったとき。

(2) 公安委員会による運転免許の取消し事由に該当しない職員の一時的な過失による公務中の交通事故により、全治 3 箇月以上の負傷を負わせたとき又は公用車両を全損若しくは全損に近い程度に損壊させたとき(第 9 条第 2 項に該当する場合を除く。)

(3) 疾病その他の特別な事由により、指定された車両を 1 年以上運転せず、運転要員としての適格性を欠くと認めるとき。

3 前項第 1 号又は第 2 号に該当して指定を解除された者に係る解除の期間は、6 箇月を超えない範囲で所属長が定めることとする。この場合において、前項第 1 号に該当した職員が停止処分者講習を受講し運転免許の効力の停止期間について短縮を受けた場合でも、指定の解除の期間は短縮しないものとする。

4 所属長は、第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当した職員に係る指定の解除を行った場合において、当該職員に係る公安委員会の処分等が終了した後、次に掲げるいずれかの講習を受けさせた場合に限り、運転要員として再度指定をすることができるものとする。

(1) 運転指導室が行う講習

(2) 運転指導室長との協議を経て、所属長が運転指導員その他の適任と認める者に行わせる講習

5 パトカー又は白バイの運転要員に指定されていた者で適格性を理由に指定を解除された者については、原則として解除された区分の運転要員に再び指定することはできないものとする。

(公用車両の運転)

第 12 条 所属長は、運転要員以外の職員に公用車両を運転させてはならない。

2 運転要員が運転できる公用車両の指定区分は、運転要員の指定要件及び運転車両の指定区分表(別表第 2)に掲げるとおりとする。

3 所属長は、次に掲げる特別な事由が生じたときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、運転要員以外の職員に公用車両(所属長が所属職員又は他人の所有する自動車を一時的に借り上げて使用することを承認したものを含む。以下同じ。)を運転させ、又

は運転要員に指定区分以外の公用車両を運転させることができる。ただし、緊急自動車としての公用車両の運転は除くものとする。

- (1) 逃走する犯人又は被疑者等を追跡又は尾行するとき。
- (2) 重要事件が発生して緊急配備に従事するとき。
- (3) 凶悪事件発生の急訴を受けて現場に急行するとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産が危険にさらされている場合でこれを救助するとき。
- (5) 犯罪捜査等のため張込み等の秘匿作業に従事するとき。
- (6) その他職務上やむを得ないと所属長が認めたとき。

4 所属長は、第1条の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、その職務の性質上車両を運転することが必要不可欠で真にやむを得ないと認めるものを普通車B運転要員として指定し、普通車B運転要員に指定された職員が運転できる公用車両を運転させることができるものとする。この場合において、過去に職員としての身分を有し、かつ、退職時に普通車技能検定に合格しており、当該検定の区分がA又はBであり、運転要員に指定されていた会計年度任用職員は、第6条に規定する運転技能検定及び第10条に規定する運転適性検査を受けることを要しない。

(緊急走行の制限)

第12条の2 緊急走行に係る制限は、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) パトカー 専務員以外のパトカー運転要員は、原則として追尾測定を行わないこと。
- (2) 白バイ 新任の白バイ運転員を対象とした訓練を修了していない者(交通部交通機動隊白バイ係における勤務経験を有する者を除く。)は、追尾測定及び緊急走行を行わないこと。
- (3) その他の緊急車両 別に定める緊急走行の実施に必要な技能等の習熟を目的とした訓練を終了していない者は、緊急走行を行わないこと。

(運転指導員等)

第13条 所属長は、次条に規定する指導教養、訓練等を行うため、次に掲げる事項に留意して、運転要員のうちから運転指導員を2名以上指定するものとする。

- (1) 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAである者で指導能力があると認められるものを指定すること。
- (2) おおむね職員20名につき1名の割合で指導員を指定すること。この場合において、課又は係を単位として指定すること。
- (3) 運転指導員のうち1名は、警部補以上の階級にある警察官又は同相当職の職員を指定すること。

- 2 所属長は、運転指導員のうち、統括責任者として運転技能、知識及び指導能力を有すると認められる者を統括運転指導員として指定するものとする。この場合において、指定する人数は原則 1 名とし、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 運転指導員に対し車両の運転に関する指導教養、訓練等を行うこと。
 - (2) 運転指導室が開催する研修会、対策会議等に参加すること。
 - (3) 指導教養、訓練等について、所属長を補佐すること。
 - (4) 所属の職員が交通事故等により指導教養の対象者として運転指導室に招致された場合で特に指示があったときに同行すること。
- 3 所属長は、統括運転指導員及び運転指導員を指定したときは、当該職員に指定内容を指示するとともに、運転指導員指定名簿(様式第 2 号)に登載し、その指定状況を明らかにしておくものとする。

(所属における教養等)

第 14 条 所属長は、当該所属の職員及び会計年度任用職員に対し、毎月 1 回以上、車両の運転に関する指導教養及び訓練を行うものとする。

- 2 前項の指導教養は、運転要員等指導教養基準(別表第 3)により、緊急自動車運転要員については年間おおむね 24 時間、その他の運転要員についてはおおむね 12 時間実施するものとする。
- 3 第 1 項の訓練は、普通車技能検定を受けさせようとする者又は運転要員に指定しようとする者について、次に掲げる方法によりを実施するものとする。この場合において、当該訓練を受ける者は、訓練に使用する車両に係る運転要員の指定を受けることを要しない。
 - (1) 運転指導員を同乗(二輪車を除く。)させること。
 - (2) 適当な訓練場所において基本的な走行訓練を行うこと。
 - (3) 前号に規定する訓練の終了後、路上における走行訓練を行うこと。
- 4 運転指導員は、前 2 項の指導教養又は訓練の状況を教養訓練日誌(様式第 2 号の 2)により報告すること。
- 5 所属長は、所属する職員に対し、委員長が別に定めるところにより運転講習を受講させるものとする。

(巡回指導)

第 15 条 室長は、定期的に各所属の職員及び会計年度任用職員に対して、事故事例・危険予知等に関するグループ検討、二輪車実技指導、四輪車路上側乗実技指導、運転適性検査、個別指導その他の具体的実務教養により、巡回指導を行うものとする。

(職員事故等の報告)

第 16 条 所属長は、当該所属の職員が当事者となった交通事故(以下「職員事故」という。)又は会計年度任用職員による公用車両を運転中の交通事故が発生した場合は、職

員交通事故発生通報表(様式第3号)により速やかに室長を経由して委員会に報告しなければならない。ただし、私用中の無過失物件事故の報告は、要しないものとする。

- 2 委員長は、前項に定める職員事故の報告を受けたもののうち、必要があると認める場合は、室長に命じ、室員を派遣して事故原因等の調査に当たらせるなどの措置を講じるものとする。
- 3 所属長は、職員事故の当事者となった職員に対し、委員長が別に定める基準に基づき事故の再発防止等に関して必要な指導教養を行うとともに、その指導措置について職員交通事故防止教養結果報告書(様式第4号)により、室長を経由して委員会に報告しなければならない。
- 4 第1項に定める報告は、交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)に対する職員事故報告をもって代えることができる。この場合において交通指導課は、当該報告の写しを運転指導室に回付するものとする。

(特別巡回指導)

第17条 室長は、重大事故が発生した所属又は短期間に複数の事故が発生した所属に対して、委員長の承認を受け、特別巡回指導を行うものとする。

- 2 室長は、特別巡回指導の対象となった所属の職員全体に対する指導教養又は職員事故の当事者となった職員に対し必要に応じて個別指導を行うことができるものとする。

(援助、協力等の要請)

第18条 室長は、運転指導室が所掌する業務の推進に伴い必要がある場合は、関係所属に対し、必要な援助、協力等を要請することができる。

(その他)

第19条 この規程の実施に関し必要な細部事項は、委員長が別に定める。

(文書の保存)

第20条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
運転要員指定名簿	作成した所属	1年
運転指導員指定名簿	作成した所属	1年
教養訓練日誌	作成した所属	1年
職員交通事故発生通報表	作成した所属及び教養課	5年
職員交通事故防止教養結果報告書	作成した所属及び教養課	1年

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年3月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、この規程の改正前の規程による運転技能検定の資格を現に取得している者及び運転要員又は運転指導員の指定を現に受けている者は、本規程に基づく資格を取得し、又は指定を受けたものとみなす。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、平成 6 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月 19 日警察訓令第 14 号)

この訓令は、平成 7 年 6 月 19 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 18 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 13 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 26 日警察訓令第 39 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 4 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令〔中略〕は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 15 日警察訓令第 1 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 12 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号)

この訓令中、第 3 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は平成 25 年 3 月 21 日から、第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 10 条及び第 11 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 12 日警察訓令第 33 号)

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 7 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 29 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 8 日警察訓令第 24 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 20 日警察訓令第 27 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 11 月 14 日警察訓令第 57 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

運転技能検定資格表

検定種別	区分	運転できる車両の種別
普通車技能検定	普通車技能検定 A	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条に規定する緊急自動車の運転に従事することができる。ただし、パトカー(警ら用無線自動車及び交通取締用無線自動車をいう。以下同じ。)、交通取締用大型自動二輪車(以下「白バイ」という。)、大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び特殊事件捜査用自動二輪車(以下「黒バイ」という。)は除くものとする。
	普通車技能検定 B	公用車両の運転に従事することができる。ただし、道路交通法第 39 条に規定する緊急自動車、大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び黒バイは除くものとする。
	普通車技能検定 C	公用車両として借り上げた当該職員の車両を運転することができる。
パトカー技能検定	パトカー技能検定 1 級	パトカーの運転に従事することができる。
	パトカー技能検定 2 級	同上
白バイ技能検定	白バイ技能検定	白バイの運転に従事することができる。

別表第 2(第 11 条、第 12 条関係)

運転要員の指定要件及び運転車両の指定区分

区分	パトカー運転要員	白バイ・黒バイ運転要員	大型車運転要員	中型車運転要員	中型車(8t)運転要員	準中型車運転要員	準中型車(5t)運転要員	普通車運転要員		
								A運転要員	B運転要員	C運転要員
指定の要件	1 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 平成19年6月1日以前に普通免許を取得しており、普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 平成29年3月11日以前に普通免許を取得しており、普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	1 普通免許を取得後2年以上経過していること。	1 普通免許を取得後1年以上経過していること。	1 普通免許を取得後6か月以上経過していること。
	2 パトカー技能検定に合格していること。	2 二輪免許を取得後2年以上経過していること。	2 大型免許を取得しており、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上あること。	2 中型免許を取得しており、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上あること。	2 指定前3か月のおおむね300キロメートルの運転訓練を受けていること。	2 準中型免許を取得しており、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上あること。		2 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がAであること。	2 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がBであること。	2 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分がCであること。
		3 白バイ技能検定に合格していること。	3 指定前3か月のおおむね300キロメートルの運転訓練を受けていること。	3 指定前3か月のおおむね300キロメートルの運転訓練を受けていること。		3 指定前3か月のおおむね300キロメートルの運転訓練を受けていること。				

急自動車										
緊急自動車を除く公用車両	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
公用車として借り上げた私有車両	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●

注

- 1 ●印の運転要員の指定を受けた者は、○印の車両についての指定がなくても運転できる。
- 2 パトカーを警ら用務又は交通取締用務(追尾測定等)等本来の用務以外の用務で運転するときは、普通自動車である緊急自動車とみなす。
- 3 小型警ら車(ミニパト)は、普通自動車である緊急自動車とみなす。
- 4 公用二輪車で125cc以上250cc以下のものについては、該当する公安委員会の運転免許及び普通車技能検定B以上で運転できる。
- 5 公用二輪車で一般原動機付自転車及び125cc未満のものについては、該当する公安委員会の運転免許で運転できる。
- 6 中型車(8t未満)は、車両総重量8t未満、最大積載量5t未満の車両を指す。
- 7 準中型車(5t未満)は、車両総重量5t未満、最大積載量3t未満の車両を指す。

8 緊急自動車を除く準中型車(5t未満)については、平成29年3月11日以前に普通免許を取得した者は、普通車技能検定B以上で運転できる。

別表第3(第14条関係)

運転要員等指導教養基準

指導教養細目	指導教養内容の概要	担当者
訓育	交通事故防止を中心とした基本的心構え	所属長
車両及び運転の管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の維持管理及び運転責任者等の指定等 2 警察車両を運転する際に生じる特権意識の排除 3 事故事例による事故防止方策の検討 4 指導教養訓練の効果の確認及び再教養 5 健康管理 	次長、副隊長、副校長又は副署長
法令及び安全運転の知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通関係法令及び教則の内容 2 運転適性検査結果に基づく指導 3 自動車の構造装置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運行前点検要領 (2) 車両の保守及び手入れ (3) 運転車両の構造と特性 4 潜在危険 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急走行時の心理特性 (2) 「人」の持つ潜在危険に対する指導(視力、動体視力、明(暗)順応、反応時間等) (3) 「車」の持つ潜在危険に対する指導(慣性と摩擦、遠心力、衝撃力、停止距離等) (4) 「道」の持つ潜在危険に対する指導(路面の状態、舗装、砂利道、積雪凍結、カーブ等) (5) 危険予知トレーニング 	運転指導員
運転技能	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本操作 運転指導員 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乗車及び降車の要領 (2) 乗車姿勢 (3) エンジンの始動及び停止要領 (4) 発進及び速度調整、停止 (5) 車両感覚要領(二輪車はバランスのとり方) 2 基本走行 <ol style="list-style-type: none"> (1) 手前減速及びパワーオン走行の要領 (2) ポンピング・ブレーキ等制動要領 (3) 方向変換の要領 3 路上走行 道路の状況に応じた認知、判断、操作等 	運転指導員